

勧告	説明図表番号
<p>(2) 鳥獣被害防止対策の総合的かつ効果的な実施</p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>ア 鳥獣被害防止のための取組</b></p> <p>被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画の作成を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための鳥獣の捕獲及び侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進することとされている。</p> <p><b>(7) 侵入防止柵の設置</b></p> <p>被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及を推進することとされている。</p> <p>侵入防止柵の設置については、交付金実施要綱の細部について定めた鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領において、事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとされている。これに対し、都道府県知事は、当該事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努め、また関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとされている。</p> <p>また、文化庁の「天然記念物食害対策費国庫補助要項」（昭和54年5月1日付け文化庁長官裁定）では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条の規定により、天然記念物に指定された動物（カモシカ、特定地域のニホンザル等）による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業（侵入防止柵設置、捕獲、防護網等設置など）に要する経費について、国が補助対象経費の3分の2を補助することとされている。</p> <p><b>(イ) 追い払い活動等の推進</b></p> <p>鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追い払い活動や追い上げ活動を行うことが有効であるとされている。</p> <p>このため、被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、追い払い犬の育成や、電波発信機を活用した追い払い活動等を推進することとされており、特に追い払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-①</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-②</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-③</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-① (再掲)</p>

を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放し飼いが認められたことも踏まえ、その活用を推進することとされている。

なお、被害防止基本指針では、追い払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努めることとされている。

#### (ウ) 鳥獣の捕獲等

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠である。このため、被害防止基本指針では、国及び地方公共団体は、猟友会への委託などの従来の取組に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進することとされている。

また、被害防止基本指針では、捕獲に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法等の関係法令を遵守すべきことについて周知を図ることとされている。

なお、鳥獣保護基本指針では、有害な鳥獣の捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとするとしてされている。

#### イ 広域的な被害防止対策の取組の推進

特別措置法第12条第2項では、「地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。」と規定されている。

また、鳥獣保護基本指針において、広域の鳥獣保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努めることとされ、国は市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に関して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めることとされている。

#### 【調査結果】

#### ア 鳥獣被害防止のための効果的な取組

特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、被害防除対策の実施、鳥獣の個体数管理及び生息環境管理による総合的な鳥獣の保護管理が必要となっている。

#### (7) 侵入防止柵の適切な設置・管理

調査対象 22 市町村等における農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び文化庁の天然記念物食害対策事業により整備した侵入防止柵の設置・管理状況を調査したところ、以下のとおり、適切に設置・管理されていない例がみられた。

図表Ⅱ-1-(2)-④

図表Ⅱ-1-(2)-①  
(再掲)

図表Ⅱ-1-(2)-⑤

① 鳥獣被害防止総合対策事業により整備した電気柵に隣接して樹木等があるため、サルの侵入・脱出が可能であるとみられ、設置効果が十分発揮されないおそれがあるものがある。(青森県内)

② 農林水産省は、交付金実施要綱において、鳥獣被害防止総合支援事業の採択要件を「整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること。」と規定しており、具体的には、集落等の各整備地区において、同一種類の柵を一体的に整備・管理していることとし、地形等の理由から連続した同一種類の柵の設置が困難な場合は、各整備地区において受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われていることを条件としている。

しかし、今回、連続していない農地に整備した柵の管理状況を見ると、地区の鳥獣被害対策協議会により管理することとし、受益農家には年に1回除草等の作業日誌を提出させているが、同協議会では、規約に基づく具体的な維持管理方法を定めた文書等が確認できず、個々の農家が自己の農地の柵をそれぞれに管理しているようにも判断される状況となっている。

農林水産省は、現状では、柵の設置後、農作物被害の発生など管理が不十分なことによる具体的な支障は生じていないとしているものの、交付金の採択要件である地域における一体的な管理がより徹底される必要がある。(福岡県内)

#### (イ) 鳥獣の捕獲等の的確な実施

被害を与える鳥獣の個体数管理について、従来、狩猟が鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしてきたが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟による捕獲数は減少傾向にあり、被害を与える鳥獣の個体数調整の手段として十分なものではなくなり、鳥獣保護法に基づく許可を受けて実施する捕獲(農作物等の被害を防止するための有害鳥獣捕獲及び特定計画に基づく個体数調整)が重要となっている。

調査対象 22 市町村等における鳥獣の捕獲状況を調査したところ、前述(第3-1-(1)-ウ 被害防止計画の内容の妥当性確保)のとおり、生息数を的確に把握した上で生息数に見合った捕獲計画を策定していないことなどにより、特定計画、実施計画及び被害防止計画に定められている捕獲計画数が必ずしも適切な設定となっておらず、生息数に見合った捕獲が行われていないとみられる例があった。

なお、捕獲の実績を上げるためには、捕獲体制の整備・強化も必要であるが、これについては、平成 24 年 3 月の特別措置法の一部改正により、国等は捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置を講ずるよう努めることとされ、今後、捕獲体制の整備・強化を図るものとされている。

#### イ 広域的な被害防止対策の取組の推進

調査対象 22 市町村等における広域的な被害防止対策の取組についてみたところ、

以下のとおり、共通する対象鳥獣（個体群）に対する効果的な取組が行われていない状況がみられた。

① 青森県は、県内に4個体群のニホンザルが生息しており、このうち下北半島の1個体群は天然記念物として、県により詳細な調査が実施され、関係4市町村で広域的な被害防止対策が実施され効果を上げている。

一方、これ以外の3個体群については、広域的な捕獲数の設定や被害防止対策等が行われておらず、調査対象とした1市及びその隣村は、それぞれが被害防止計画を作成し、追い払いや有害鳥獣捕獲等の対策を個別に実施している。

この結果、連携の不十分な追い払い及び有害鳥獣捕獲によって分裂した群れの遊動域が市村域を越えて押し出される状況となり、電気柵を設置した地区を越えて、電気柵を未設置の地区まで被害地域が拡大している。

また、青森県では、40市町村のうち13市町村で10被害防止対策協議会が設置されているが、下北半島4市町村以外は、複数市町村の共同の被害防止対策協議会は設置されておらず、共通の対象鳥獣であるニホンザルの被害防止対策において、各市町村が個別に被害防止計画を作成し対策を実施している状況である。

② 調査対象とした山形県と同県に隣接する宮城県及び福島県では、いずれもニホンザルの特定計画を作成し、保護管理を計画的に行うこととしている。

同3県内の16市町及び農業協同組合を構成員とする広域対策協議会では、同協議会に参加する地方自治体の間での被害情報の共有、捕獲方法の検討などを実施しており、自治体ごとの対策の実施で被害防止計画の被害軽減目標を達成するなど一定の効果を上げているが、今後は、被害発生状況等の動向に応じて、ニホンザルの群れに対する市町村域及び県域をまたがった被害防止対策を連携して実施する余地がある。

また、東北地方環境事務所では、「管内の東北各県からの広域指針作成に係る要望がないことから広域指針の検討を行っていないが、県域をまたがって移動するニホンザルは、県同士の連携・協力が効果的であると考えられることから、今後関係県等から申出があれば意見交換を行う。」としている（全国における広域指針の作成例として、関東山地ニホンジカ広域協議会（事務局は関東地方環境事務所）による「関東山地ニホンジカ広域保護管理指針」等がある。）。

#### 【所見】

したがって、農林水産省及び環境省は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行う観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を効果的かつ効率的に運営するため、市町村等において、交付金事業による侵入防止柵の設置及び管理が適切に行われるよう、都道府県に対し指導すること。

図表Ⅱ-1-(2)-⑥

<p>② 農林水産省は、複数の市町村における広域的な対策を一層推進するため、関係市町村が共同して行う広域的な被害防止計画の作成等の取組の支援を強化すること。</p> <p>また、環境省は、関係都道府県との連携による広域的な指針の作成が円滑に進むよう、地域の実情に応じ必要な技術的助言を行うこと。</p>	
---	--

## 図表Ⅱ-1-(2)-① 鳥獣被害防止のための取組に係る指針

### ○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（抜粋）

#### 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

##### 1 基本的な考え方

##### (2) 被害防止対策の基本的な考え方

これまで、都道府県の区域内においてその数が著しく増加し、農林水産業等に著しい被害を与えている鳥獣等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋轢の回避に向けて個体数管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な保護管理対策が行われてきている。また、トドについては、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく管理対策が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の様相が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、これまでの取組に加え、被害の状況を適確に把握しうる市町村及び地域の農林漁業者が中心となって被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）の作成を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲及び侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、国及び都道府県は、被害防止計画に基づき市町村が行う被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

##### 4 鳥獣の捕獲等

##### (1) 市町村職員や農林漁業団体の職員等による捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠である。

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者人口の減少や高齢化等が進行していることから、これに対応した新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、従来の取組に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分離され、わな猟に関する狩猟免許取得の負担が軽減されたこと、また、特にイノシシについては箱わなが効果的であるという報告があること等を踏まえ、安全で効果的な箱わな等による捕獲を推進する。

##### 5 侵入防止柵の設置等による被害防止

##### (1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果

が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

## (2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められたことも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努める。

## 7 国、地方公共団体等の連携及び協力

### (1) 農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、農山漁村の活性化、鳥獣の保護管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。

なお、国においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、平成4年から、農林水産省、環境省、文化庁及び警察庁による関係省庁連絡会議を設置しているところであるが、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施する観点から、当該連絡会議の充実強化を推進する。

### (2) 地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

### (3) 地方公共団体と農林漁業団体等の連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、市町村等を中心として、当該地域の農林漁業団体との緊密な連携協力の下、地域が主体となって対策に取り組むことが重要である。

このため、地方公共団体は、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止対策協議会の組織化を推進するなど、農林漁業団体等と連携して、被害防止対策を推進する。

### (4) 農林漁業団体等の協力

農林漁業団体等は、自主的に被害防止対策に取り組むとともに、国及び地方公共団体が講じる被害防止対策に積極的に協力するよう努める。

## ○ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（第11次）（抜粋）

### I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

#### 第三 特定計画制度の推進

##### 1 特定鳥獣の適切な保護管理

###### (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下1において「地域個体群」という。）の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣保護管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護管理に努めるものとする。

### ① 広域指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護管理の実施に努めるものとする。

## 第十一 関係主体の役割の明確化と連携

### 1 関係主体ごとの役割

鳥獣保護事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。

#### (1) 国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、本基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣保護管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣保護管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。

## II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

##### (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。



図表Ⅱ-1-(2)-② 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について（抜粋）

第5 事業の実施等の手続

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業（以下「本事業」という。）により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

図表Ⅱ-1-(2)-③ 天然記念物食害対策費国庫補助要項(昭和54年5月1日付け文化庁長官裁定)(抜粋)

1 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条の規定により天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。ただし、捕獲事業及び効果測定等調査は、都道府県のみとする。

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 幼樹保護
- (2) 防護柵設置
- (3) 捕獲
- (4) 防護網等設置
- (5) 餌場借上
- (6) 給餌
- (7) 効果測定等調査
- (8) その他保護管理のために必要な施設の設置等

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙(略)のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 幼樹保護経費
- イ 保護柵設置経費
- ウ 捕獲経費
- エ 防護網等設置経費
- オ 餌場借上げ経費
- カ 給餌経費
- キ 効果測定等調査経費
- ク その他保護管理のために必要な施設の設置等に要する経費

(2) その他の経費

事務経費

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の3分の2とする。

図表Ⅱ-1-(2)-④ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（抜粋）

（国、地方公共団体等の連携及び協力）

第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

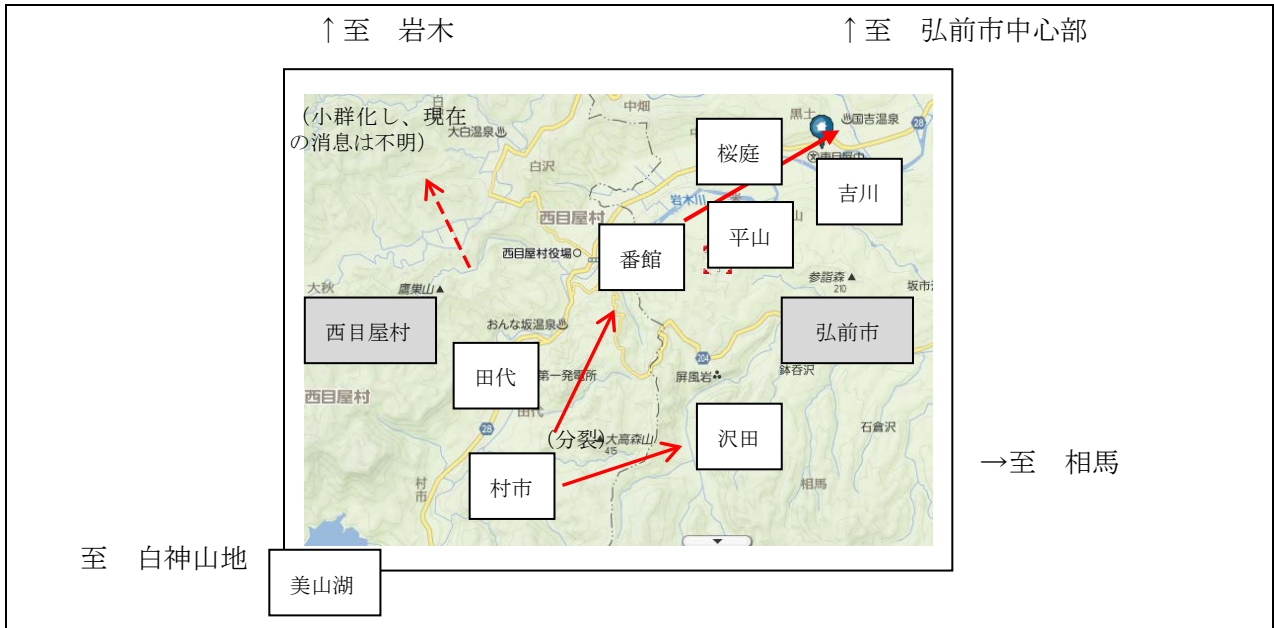
（注）下線は、当省が付した。

図表Ⅱ-1-(2)-⑤ 国庫補助等で整備した施設の設置・管理が不適切な事例

区分		事業名及び実施年度	内容
青森県	事例①	鳥獣害防止総合対策事業 (平成 21 年度) 鳥獣被害防止総合支援事業 (平成 23 年度)	・ 整備した電気柵の外側に樹木が隣接しているため、サルへの侵入が容易であり、設置効果が低い。
福岡県	事例②	鳥獣被害防止総合支援事業 (平成 23 年度)  [参考] 「鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(19 生産第 9425 号、平成 20 年 3 月 31 日、農林水産省生産局長通知) 抄 10 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。 11 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。 14 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まなければならない。	・ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱において、採択要件を「整備事業を実施する場合は、受益戸数が 3 戸以上であること。」と規定しており、地形等の理由から連続した同一種類の柵の設置が困難な場合は、各整備地区において受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われていることを必要な条件としている。 しかし、補助金で整備された電気柵の維持管理が、地区の鳥獣被害対策協議会規約に基づき実施されているとしているものの、連続していない農地について、農地ごとに柵を整備し、管理も個々の農家に委ねられており、個人施設(農地)に電気柵が整備されているのと相違がないようにみられるものがある。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-⑥ ニホンザル加害群による被害の変化の例



- (注) 1 宇都宮大学農学部附属里山科学センターの江成広斗特任助教の調査結果に基づき、当省が作成した。
- 2 矢印は、加害群の遊動域の変化と被害状況をみると、2000年代初頭には西目屋村村市、藤川及び田代周辺で被害を出していた群れが、分裂・小集団化して北側・東側に進出しており、現在は、弘前市東目屋地区の桜庭、吉川及び相馬地区沢田まで進出していることを指す。
- 3 弘前市相馬地区沢田のニホンザル加害群については、西目屋村から進入した群れに加えて、以前から別の加害群も存在している。